

自家発 Q & A 28

自家発電設備の設置工事に関する法規制

7月号では5月号に引き続き、自家発電設備の設置工事を行う場合の電気工事士法による規制について紹介します。

Q 1 自家発電設備の設置工事に関する電気工事士法による規制として、5月号では、「最大電力500kW未満の需要設備の附帯設備として設置される非常用自家発電設備の設置工事は、特種電気工事資格者（非常用予備発電装置工事に係るもの）でなければその作業に従事することができない。」ことが紹介されました。

この「最大電力500kW未満の需要設備の附帯設備として設置される非常用自家発電設備」とは、どのような非常用自家発電設備のことを指しているのですか。

A 1 「電力会社との契約電力が500kW未満のビル、事業場等に設置される非常用自家発電設備」のことです。

この非常用自家発電設備の設置工事の作業に従事する作業者は、特種電気工事資格者の資格が必要となります。

Q 2 特種電気工事資格者でなければ作業に従事することができない非常用自家発電設備の設置工事について、具体的にはどのような工事が該当するのでしょうか。

A 2 電気工事士法施行規則第2条の2（特殊電気工事）第1項第2号では、特種電気工事資格者が従事する非常用予備発電装置の電気工事について次のとおり定めています。

非常用予備発電装置として設置される原動機、発電機、配電盤（他の需要設備との間の電線との接続部分を除く。）及びこれらの附属設備に係る電気工事

この非常用予備発電装置に係る電気工事について、「電気工事二法の解説」（一般社団法人日本電気協会）では、図1にその範囲が示されています。

Q 3 特種電気工事資格者の資格は、どのような方法により取得することができますか。

A 3 特種電気工事資格者の資格は、電気工事士法により、特種電気工事資格者認定証の交付を受けることにより取得でき、特殊電気工事に関し、必要な知識及び技能を有していると経済産業大臣が認定した者に対して認定証が交付されます。

この認定について、電気工事士法施行規則第4条の2により基準が定められおり、このうちの非常用予備発電装置工事に関し、表1に示す①又は②の基準に適合した者が認定の対象になります。

Q 4 一般社団法人日本内燃力発電設備協会が認定する自家用発電設備専門技術者（据付工事部門取得者）は、非常用予備発電装置工事に係る特種電気工事資格者の資格を認定申請により取得できると聞いていますが、何故でしょうか。

A 4 表1の②に示す経済産業大臣が定める受験資格、講習及び試験に関する具体的な内容、方法等については、経済産業省告示105号（平成16年3月29日）において定められています。

自家用発電設備専門技術者の据付工事部門を取得するための受験資格、講習及び試験の内容、方法等は、この告示基準を満足するものとして定められていることから、自家用発電設備専門技術者の据付工事部門を取得した試験合格者は、経済産業省産業保安監督部へ認定申請の手続きを行うことで、非常用予備発電装置工事に係る特種電気工事資格者の資格を取得できることとなります。

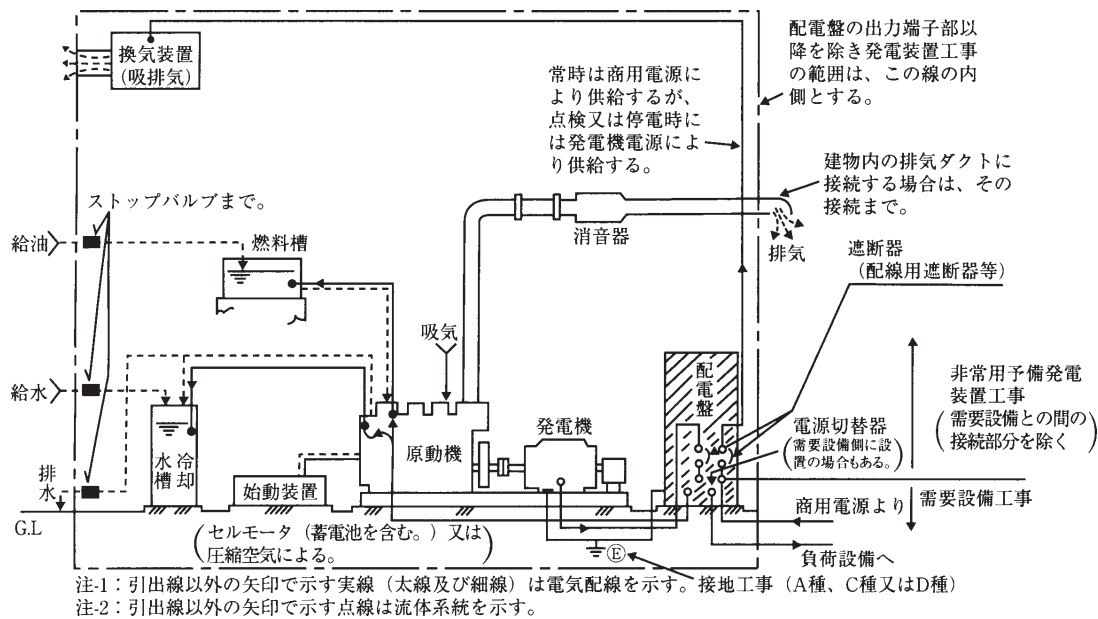


図1 非常用予備発電装置工事の範囲

表1 非常用予備発電装置工事の認定の基準

- ① 電気工事士であって、電気工事士免状の交付を受けた後、電気工作物に係る工事のうち非常用予備発電装置として設置される原動機、発電機、配電盤（他の需要設備との間の電線との接続部分を除く。）及びこれらの附属設備を設置し、又は変更する工事に関し5年以上の実務の経験を有し、かつ、経済産業大臣が定める非常用予備発電装置工事に関する講習の課程を修了した者
- ② 経済産業大臣が定める受験資格を有する者であって、経済産業大臣が定める非常用予備発電装置工事に関する講習の課程を修了し、かつ、経済産業大臣が定める非常用予備発電装置工事に必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するための試験に合格した者